

會、舞鶴共立會、廣廠工僚會、徳山燃工會、平塚總愛會、全日本鐵道從業員組合

聲明書

現業官廳當局が労働組合法制定に當り、官業労働者を除外せんとするは、官營事業を飽迄も專制支配の現狀に置かんとする意圖の現はれに外ならぬ。官營事業に於ける現在の労働條件は、當該部内の労働問題の發生と進展と相俟つて順次改善されたるものにして、現業官廳當局の稱するが如き

「國家が他の模範となる」
爲になされたものでなきは明かな過去の事實である。官業労働者が労働組合を組織し労働條件の維持改善を圖らんとするは、國家機構内に於ける現業官廳對從業員の關係に於いてなされるものにして之を「國家と對立抗争する」

ものなりと言ふが如きは曲言も甚だしきものと言はざるを得ぬ。惟ふに官營事業たりとも資本主義經濟下の經營たる以上、其の從業員が結合して共同の利益を護るは労働者當然の權利を行使するに過ぎざるにも拘らず、此の明白なる理由を認めずして其の團結權を否定せんとするは表面「國家事業」に藉口することも、事實は資本家團體の態度と何等異ふところなしと云はざるを得ぬ。吾等は如上の理由に基き、労働組合法よりの官業労働者除外に反對し、他く迄抗争する事を聲明す
昭和五年八月十八日

労働組合法對策全官業労働協議會
海軍労働組合聯盟

官業労働總同盟
總同盟遞友同志會
同 日本縫工組合
全日本鐵道從業員組合

遞信労働新聞 後援會

本年一月本會執行委員會を中心に遞信労働新聞の經財的方面の援助をする後援會組織の議が成立し、其の後評議委員會も積極的援助を決議して、相當な成績を擧げて居る尙經濟的方面に限らず凡ゆる方面に援助をなすことは我等として當然である、一層の後援を同志諸君に切望する

會費 一ヶ月一口に付五拾錢也
右會費は遞信労働新聞の經營に必要な費用の補助と、本會事務費に支出す
事務取扱委員長 岡山千之助 專任 高地俱喜
事務所 東京市芝區三田四國町二 遞友同志會本部内

會員氏名

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 赤松 克麿 | 田中 戊 | 菊池 喜一 |
| 大槻 正秋 | 宮尾 眞一 | 山西 泰之 |
| 山崎 勝司 | 森本 耕 | 西村 豊次郎 |
| 丸山 寅吉 | 遠藤 高助 | 齋藤 芳郎 |
| | 戸島 豊治 | 永山 羊三 |